

性的虐待が気になるとき

性的虐待とは、子どもにとっての性の安全が守られて健全な性の発達が保障されるという権利が年長者から侵害されることです。被害はどのような子どもにもあり得ます。乳幼児でもありますし、女兒のみではなく、男児への性的虐待も決して少ないものではありません。必ずしも性器への接触があるとは限りません。例えば、幼児の手の届くところに AV ビデオを放置するなど子どもにとっては過度の性的刺激になり、時には加害に転じてしまうこともあります。性的ネグレクトと考えられるでしょう。

1. 疑い

1) 身体的訴えから

(1) 性器或いは肛門の裂傷・出血

机の角にぶつけた、鉄棒から落ちたなどの説明が多いのですが、**膣裂傷は事故では起きませんし**、転倒などの簡単な事故で性器や肛門だけに裂傷が存在することは殆どありません。特に思春期前の子どもでは、これだけで性的虐待と考えるべきです。

(2) その他の性器・肛門・大腿内側の外傷

内出血、熱傷(タバコが多い)などが見られることがあります。本人や親の説明が妥当かどうかの判断が必要です。

(3) 性器の感染症状および掻痒感

思春期前では膣の自浄作用が少ないため、物理的刺激で一般細菌感染がおきやすい傾向があります。虐待による刺激や虐待の結果としての自慰から症状が持続することがあります。また、微細な傷による掻痒感や、その感覚が PTSD の再体験としてよみがえっている場合もあります。

(4) 膀胱炎・尿道炎の症状

繰り返される性的虐待の結果、**膀胱炎や尿道炎を繰り返す**ことがあります。繰り返される泌尿器感染症でも性的虐待を疑うことが必要です。

(5) 性感染症の症状

HIV、梅毒、淋菌、クラミジア、ヘルペス、扁平コンジローマなどの性感染症は性交によって生じるので、思春期前の性感染症では性的虐待と考えなければなりません。

(6) 妊娠

相手が不明な妊娠では性的虐待を疑う必要があります。親が付き添ってきて、子どもの言動を監視しているような時には特に注意が必要です。

(7) その他の症状

性的虐待を受けた子どもは不定愁訴が多くなります。下記に示すような行動などが存在した時には性的虐待も鑑別診断に入れる必要があります。

2) 行動上および精神的症状

(1) 思春期前の自慰

幼児期に虐待以外で起きる自慰は自然の発見で、うつ伏せになって体を揺するとか、ソファの角などに性器を押し付けるなどが殆どですが、**他人の手を自分の性器に持っていき、きょうだいや人形にまたがって性器を押し付ける、自分の指を膣に入れるといった形の自慰は性的虐待を強く疑わせます**。

(2) その他の性的言動

性的虐待を受けた子どもには**性化行動(年齢不相応な性的行動化)**が多く認められます。幼児での大人の服を脱がそうとしたり、他人の性器を触ろうとしたり、性に関する質問を多くするなどの性的言動の増加は強いサインです。年長児では性的逸脱が多くなりますのでその場合も疑う必要があります。また、性的加害に繋がることもあります。

(3) 転換症状・解離症状

手の麻痺や嚙下困難などの転換症状がマスターベーションの強要や口腔性交の結果として出現することがあります。意識消失や健忘などの解離症状でも性的虐待を考慮する必要があります。

(4) 不特定の症状

これまで自分がした悪いことを上げて不安がる、自傷行為をする、ファンタジックな話が急に多くなる、寝ることを不安がる、一人で寝たがらない、人との身体接触を不安がる、トイレに行くことに不安になる、一度なくなっていた夜尿が出現する、などといった症状が出現した時には、性的虐待の可能性も考慮する必要があります。

(5) 診察時の言動から疑われるとき

① **衣服を脱ぐことへの抵抗**・・・診察時に衣服を脱ぐことに異常な抵抗を示す思春期前の子どもでは性的虐待を考える必要があります。

② **年齢不相応の性的ニュアンス(いわゆる「セクシーさ」)や言動**・・・他者に近づくとときに些細なしぐさなどに性的ニュアンスが伴いがちになります。それを見逃さないことも大切です。

③ **親子関係の不自然さ**・・・診察時の親子関係から性的虐待が疑われることもあります。

2. 診察の基本

1) 身体的診察

全身の詳細な診察が必要です。他の虐待の合併も少なくありません。ただし、再トラウマになるのを避けるため、診察に関する説明をして納得してもらい、着脱時には不必要な人がいない、ガウンやバスタオルを使うなどの配慮が必要です。

2) 性器の診察

性器の診察は**できるだけ同性の医師が行うことが望まれます**。子どもの年齢に応じて理解できるように手技を説明し、できるだけ短時間の観察に努めます。親に抱いてもらって、性器を観察することである程度の情報が得られます。疑問に思う所見があった時にはそれを記載し、子どものことを扱える婦人科の先生にコンサルトをすることが望まれます。**所見は 1-2 週間で消失するので出来るだけ早期に紹介する必要があります**。それが困難なときには、大きな異常がないか、性感染症はないかだけでも、診察して記載しておくほうが良いでしょう。

3. 検査・治療・対応

1) 検査

性虐待を疑ったときは、**妊娠の検査、性感染症の抗体検査、膣感染症では一般細菌の膣拭い液の培養、泌尿器感染症では尿検査を行う**。尿中から精子が発見され、性的虐待が証明されたこともあります。

2) 対応

(1) **治療**・・・身体医学的、精神医学的な症状への治療を行います。

(2) **可能性の判断**・・・以下を参考に判断

a. ほぼ確実・・・本人の開示、親の開示、性器に精液が存在

b. 疑いが非常に強い・・・性器・肛門の裂傷や性感染症などの確実な医学的所見、低年齢での著明な性化行動

c. 疑いが強い・・・性器感染、可能性を示唆する複数の所見、高年齢での性的行動化

d. 性的虐待の可能性を考慮に入れる・・・疑いを示唆する所見が一つあり、不特定症状

(3) 児童相談所への通告

① **必ず通告すべき**・・・可能性の判断の a. か b. に該当し、現在も虐待が続いていると考えられる ときには医療機関にいたるうちに児童相談所に通告する。

② **状況によって通告すべき**・・・可能性の判断で c. から d. に当たる場合には他の情報を得て 検討し、通告すべきかどうかを判断するか、虐待を多く扱っている医療機関に紹介する。

③ 児童相談所に相談を求めるとき・・・以前に性的虐待があったが、現在は虐待者とは会わない状態にあるときには、緊急に通告が必要とはならないが、子どもの精神的な問題やその後の 対応のため、児童相談所に相談することを勧める。